

始良市子ども・子育て会議 会議録（要点筆記）

会 議 名	令和7年度第1回始良市子ども・子育て会議		
日 時	令和7年6月2日（月）午後6時30分から午後7時35分まで		
会 場	始良市役所 本庁舎 1階 あいらスクエア（多目的ホール）		
出 席 者	委 員	有村委員(会長)、山野委員、秋宗委員、藤田委員、西（耕）委員、杉尾委員、長尾委員、田原委員、矢野委員、竹迫委員、駒倉委員、堀委員、田畑委員） 計12名	
	事 務 局	子どもみらい課長、子どもみらい課長補佐兼子ども給付係長、同課長補佐兼子ども福祉政策係長、同課長補佐兼保育係長、同課長補佐兼母子健康支援係長、子どもみらい課各係職員8人 計13名	
欠 席 者	正留 麻美委員、西 みさき委員 計2名		
開 催 形 態	公開	傍 聴 人 数	0人
会 次 第	【委嘱状交付式】 1 開式 2 委員紹介（市地域自立支援協議会代表 田原 勝徳 氏） 3 委嘱状交付 4 閉式 【第1回始良市子ども・子育て会議】 1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 （1）令和6年度子ども・子育て支援事業家実績報告について （2）保育所の利用定員（内訳）の変更について（報告） （3）始良市子ども館「ちるどん」令和6年度事業・活動（実績）報告について 4 その他 （1）相談窓口の集約について（事務局） （2）子ども・子育て会議委員について（事務局） 5 閉会		
資 料	資料1 令和6年度子ども・子育て支援事業家実績報告について 資料2 保育所の利用定員（内訳）の変更について（報告） 資料3 始良市子ども館「ちるどん」令和6年度事業・活動（実績）報告について 始良市子ども子育て会議 委員名簿 始良市子ども・子育て会議条例、始良市子ども・子育て会議 運営指針		

【子ども・子育て会議要旨】

1 開会

○事務局 始良市子ども・子育て会議条例第6条第2項に基づき、会議の成立要件を確認。委員15名中13名が出席であるため、本会議が成立することを報告。傍聴人なし。

2 会長あいさつ

3 議事

○有村会長 藤田委員を会議録署名委員に指名。

【報告】

(1) 令和6年度子ども・子育て支援事業家実績報告について

事務局から資料1に基づき説明

(質疑・意見)

○駒倉委員 10ページ^⑨および11ページ^⑩にある事業名や文中の「障害」の“害”の字について。この“害”の字はひらがなで表記する方が好ましいのではないかと。

○事務局 表記について今一度、事務局で検討し、後日改めて意向をお示しする。

○堀委員 5ページ、「こども誰でも通園制度」について。保育所・認定こども園以外に実施する施設はあるのか、利用時間・利用料金はどのくらいか、職員の配置や設置基準など本制度の内容をもう少し示していただきたい。

○事務局 条件はあるが、本制度が実施できる施設は保育所、認定こども園以外に幼稚園や企業主導型の保育所、児童発達支援センターがある。本市においても、各施設に対し、情報を共有しながら、令和8年度実施に向けて準備を進めている。職員の配置基準等についても条件があるが、本市は、まだ準備を進めている段階であるため、現時点でお示しできるのはここまでである。

○堀委員 昨年度実施した就学前児童を対象としたニーズ調査の結果によると、本制度を利用したい保護者は60.8%という結果が出ている。多くのニーズがある中で、現在どのような準備をしているのかお示しいただきたい。

○事務局 本制度を実施するには施設として預かるスペースや保育士の確保といった様々な課題がある。ニーズや希望に対して少しでも応えることができるよう、現在各施設と調整を行っている。また、昨年度、市内の事業所に対しアンケートを実施し、2ヶ所が“実施可能”、8ヶ所が“前向きに検討したい”と回答した事業所を中心に話を詰めていき、次回もしくはその次の子ども・子育て会議においてみなさまにお示しさせていただきたい。

○堀 委 員 保育士確保が大変な状況であることは感じているが、子どもの安心・安全、これを確保するためにも、子どもの視点に立って、また保護者や、そしてまた職員の方々と連携をとりながらしっかりと安心・安全を保てる施設として、取り組んでいただきたい。

⇒ (以上、委員より 他に質疑・意見なし)

(2) 保育所の利用定員（内訳）の変更について（報告）

事務局から資料 2 に基づき説明

(質疑・意見)

○堀 委 員 地域枠は施設の利用定員の 50%以内と定められているのではないと思うが、資料によるとこの範囲を超える地域枠になっている。「一定の従業員枠が増減することで地域枠を変更できるという条件に合致した」ということで、50%を超える枠の設定ができたということで理解してよろしいか。

○事 務 局 全体の 19 人の枠に対して、地域枠が 50%以内という制度は市の要綱の中では特に謳ってはいない。

アゼリア幼稚園は最低でも 5 名を従業員枠として確保するようにとしているため、それ以外の部分は地域枠とすることができる。14 名の地域枠に事業所としても変更したいと申し出があったため、この申し出を受理した。

○堀 委 員 “始良市の場合はそういうふうになっている”という認識でよいのか。定員 19 名の 50%を超えて地域枠を設定するには、一定の条件が必要というところは今の説明から理解したところだが、従業員枠が 5 名というのは始良市では決まっているということか。

○事 務 局 市の要綱の中では 50%という取り決めはなかったうえ、従業員枠は何名まで必要と決まっていたためそれを基に判断をした。従業員枠等については、事務局でも一度確認させていただき、あらためてお示しする。

⇒ (以上、委員より 他に質疑・意見なし)

(3) 始良市子ども館「ちるどん」令和 6 年度事業・活動（実績）報告について

事務局から資料 3 に基づき説明

(質疑・意見)

○山野委員 子ども館の利用登録者数は 11,000 人を超えているが、市内と市外とでは市外の方の割合が高い。この利用登録者は保護者の数か。

○事 務 局 利用登録者数は登録している“子ども”の人数であり、保護者の人数ではない。

- 山野委員 利用登録者数が子どもの数ということであれば、この数は市内の子どもの数の大体何%くらいか。
- 事務局 令和7年の3月末時点で、年齢別にみると、0歳から1歳、2歳の子どもの割合が大きいが、子ども館の利用対象年齢0歳から9歳までの全体で見ると、約5割の子どもが登録している状況である。
- 田原委員 利用者支援事業について。相談の内容がほぼ心身の発達に関する相談になっているが、こういった相談に対応する専門の支援員はどのような資格を保有しているのか。また、相談が一度に複数あった場合にも対応できる専門の支援員、資格を持った人が配置できているのか。
- そして、心身の発達に関わる相談がそこで終わらずにどこにどのように繋げていくのか教えていただきたい。
- 事務局 利用者支援に関わる専門の支援員に関する研修を受け、利用者支援員の資格を持った職員は3名配置しております。それ以外にも保健師、助産師、栄養士の資格を持った職員を配置し、それぞれの分野に応じた相談に対応できるよう体制をとっている。
- 相談を受けた後の連携体制としては、子どもみらい課所管でいうと、「子ども相談支援センターあいぴあ」や「母子健康支援係」、障がいに関する相談に関しては他課所管の「基幹相談支援センターあいか」などに、関係する部署等に速やかに連携をしている。
- 田原委員 資格について。職員は研修を受けているという説明だったが、相談支援資格等の免許を保有しているのか。
- 事務局 利用者支援の研修と地域子育て支援員の研修を受けた職員がおりますが、相談支援員の資格という点については現在、把握できていないため、事務局で確認のうえ、次回会議にて説明させていただく。

⇒ (以上、委員より 他に質疑・意見なし)

4 その他

⇒ (委員より 他に意見なし)

- 事務局 市役所2号館の改修工事が完了し、令和7年5月7日より、「子ども相談支援センターあいぴあ」をはじめ、「基幹相談支援センターあいか」や市民相談、女性相談、地域包括支援センター、消費生活センターの窓口が1つのフロアに配置され、福祉等の相談窓口が

1 階に集約することとなった。相談室も複数備えており、相談者のプライバシー保護に配慮した作りにもなっている。

今後それぞれの相談窓口の機能や、専門性を生かし、相互に連携を図りながら、切れ目のない相談体制を作っていく。

○事務局 始良市学校長会代表として子ども・子育て会議委員の委嘱を受けていた西 耕治委員が、始良市学校長会副会長の職を離れたため、子ども・子育て会議条例(以下、「条例」という。)第4条に基づき、委員の職を失することとなった。後任については、現在、始良市学校長会会長に対し推薦書の提出を求めている。

子ども・子育て会議委員の任期は委嘱日の当該委嘱日の属する年度の翌年度末までのなっている(条例第4条)。委員を辞さざるを得ない状況もしくはその可能性が生じた場合は、事前に事務局まで連絡をいただきたい。

⇒ (委員より 「4 その他」に関し、質疑・意見なし)

○事務局 次回の子ども・子育て会議は9月～10月頃の開催を予定。

5. 閉会